

宮若市新規事業所開設支援補助金の概要について

宮若市では、市内の創業を促進し、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、事業所の開設に係る資金の一部を補助します。

補助の条件等

対象者

以下のいずれにも該当する創業者

- 市内で**事業を営んでいない個人**が、個人又は新たに設立した中小企業の会社で創業しようとする者
- **創業支援を受け、確認書等を受領**している者
- 市町村税に滞納がない者
- この補助金の交付を受けていない者
- 事業を行うにあたり、法律に基づく許認可等が必要な場合は、それを有し、又はその取得が確実である者
- 宮若市内に住所を有し、宮若商工会議所又は若宮商工会の会員となる者
- 暴力団、暴力団関係団体、暴力団員及び暴力団関係者でない者

対象創業支援

- 宮若市創業支援事業計画に記載されている創業支援
宮若商工会議所：創業相談・創業スクール
若宮商工会：創業相談・創業スクール
(株)日本政策金融公庫：創業サポートデスク
- 認定連携創業支援事業者、金融機関が実施し、市長が適当と認めた創業支援
- (株)日本政策金融公庫の創業支援

対象外事業

- 風俗営業、性風俗関連特殊営業、深夜における酒類提供飲食店営業
- 金融業、保険業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、バー、キャバレー、ナイトクラブ等（日本標準産業分類による）
- 連鎖販売業
- 各種チェーン店（個人創業の場合を除く）
- その他市長が不適当と認める事業

補助対象経費

事業所開設に係る新設・改装工事及び附帯設備・備品の購入設置（本体価格1品1万円以上）に要する**50万円以上の経費**

補助対象とならない経費

- 住居部分など、直接事業の用途に付さない部分に係る経費
- 国又は県等の補助金をうける場合、その額を補助対象経費から除く
- 消費税は除く

補助金額

- 対象経費の1/2
- **上限50万円**

その他

- 実績報告書を3月31日までに提出する必要がありますので、それまでに工事が完了することが条件となります。

○対象の創業支援や対象外事業など詳しくは下記までご連絡下さい。

○申請前の工事は対象となりませんので、必ず工事前にご相談下さい。

問い合わせ先

宮若市産業観光課商工振興係
TEL 0949-32-0519